

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
欠席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

## 進行要領

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 令和元年8月20日(火)
	午前9時00分から午前9時30分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(13人)別紙のとおり
	4. 欠席委員(2人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請
日程第 3 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請	
日程第 4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請	
日程第 5 決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に	
よる当委員会の決定について	
日程第 6 専決報告	
1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	
3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
5. 現況証明願	
日程第 7 報 告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
2. 生産緑地のあっせんについて	
日程第 8 そ の 他	
6. 農業委員会事務局職員(4人)別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也	
である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	

事務局長	<p>会長さん宜しくお願いします。</p>																																	
会長	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中13名で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、</p> <p>議席番号 9番 服部 鉄男 委員 議席番号10番 吉川 靖雄 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 1032 1481 1559"> <tr> <td>議案第14号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第16号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>決定第5号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 現況証明願</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 生産緑地のあっせんについて</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請	7件	議案第15号	農地法第4条の規定による許可申請	1件	議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請	11件	決定第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	3件	専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	2件		2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件		3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	2件		4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件		5. 現況証明願	4件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	8件		2. 生産緑地のあっせんについて	1件
議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請	7件																																
議案第15号	農地法第4条の規定による許可申請	1件																																
議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請	11件																																
決定第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	3件																																
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	2件																																
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件																																
	3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	2件																																
	4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件																																
	5. 現況証明願	4件																																
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	8件																																
	2. 生産緑地のあっせんについて	1件																																
事務局	<p>《事務局説明》(1番から7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																																	

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第14号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、申請地に隣接した場所で自宅を構えています。自宅の敷地内には乗用車を1台しか止められないため、家族の駐車場の確保に苦慮していました。これまでは、今回の申請地に家族の車を駐車させていましたが、農地法に違反しているとの指摘を受けたため、今般の申請にて、農地転用を行い、家族用の駐車場を設置する計画です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第15号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請11件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》

（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）太陽光の申請です。計画では252枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）太陽光の申請です。計画では100枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては碎石の上に防草シートを敷き、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

（3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦で暮らしています。私たちには子どもはありませんが、長年暮らしていると家財道具も増え手狭な状態です。両親も高齢になり、できるだけ近くに住んで両親の介護をしたいとの思いから、自己用住宅を建築したいと考えました。私たちは不動産を所有していませんし、両親も自宅以外に所有地はないため、不動産屋を回り、条件に合う住宅用地を探しましたが見つからず、たまたま実家から徒歩圏内の農地を住宅敷地として譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、建築が可能な申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。

（4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、昭和37年に会社を設立し、愛西市に事業所を置いて工作機械の部品を製造する金属加工業を営んでいます。工場の敷地や進入路が狭いため、原材料の入荷や、製品を出荷するトラックを一時的に道路に駐車して作業を行っているため、周辺住民に大変迷惑をかけている状況です。これを見兼ねた隣地の土地所有者から、駐車場や荷物の積み下ろし場所として、土地を貸しても良いとの申し出があり、今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場及び資材置場として利用する計画です。

（5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、実家にて両親、私たち夫婦と子ども2人の6人で暮らしています。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え大変手狭な状態です。実家の敷地には住居を増築する敷地が無いいため、実家の近くで分家住宅を建築したいと考えました。私たちは不動産を所有していないため、不動産屋を回り、条件に合う住宅用地を探しましたが見つからず、困っていたところ、父が所有する実家に隣接する土地を貸していただけることとなり、今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

事務局

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成7年に日本法人を設立し国内の約1400各所でコーヒー店を開業して皆様にご利用いただいております。国道1号線の沿道で出店を計画していたところ、県道と交差し、駅が近く、周辺に住宅が多い申請地を紹介されました。地目は雑種地ですが、金魚の養魚池として利用されていた場所を整地して店舗を建築しようとして調査したところ、養魚池の一部が農地であることがわかりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、コーヒー店の駐車場として利用する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成30年に愛西市内の自宅に教室を併設して、バレエ教室を開校いたしました。事業も順調に推移し、当初予定していた生徒数をはるかに上回る応募があったため、授業の時間数を増やして対応したところ、生徒を送迎する車が重なってしまい、やむを得ず路上駐車や近所の公共施設に無断駐車をしており、周辺住民に大変迷惑をかけている状況です。困り果てていたところ、隣地の土地所有者から駐車場として、土地を譲っても良いとの申し出があり、今般の申請にて、申請地を譲り受け、バレエ教室の駐車場として利用する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で暮らしています。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。将来は、両親や祖父母の介護の手伝いをしたいことから、実家の近くで自己用住宅を建築したいと考えました。私たちは不動産を所有していないため、不動産屋を回り、条件に合う住宅用地を探しましたが見つからず、あきらめかけていたところ、祖父が持つ申請地を貸していただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成27年に津島市で個人商店として大型機械の修理業を営んでおり、また父も愛西市内の土地を借りて工務店を営んでいます。お互い、バラバラに事業をするよりも、1箇所で行ったほうが効率よく仕事ができるのではないかと、父からアドバイスを受け、父の会社と事業統合をする予定です。そんな折、地主から現在借りている土地の返却を求められたため、不動産屋を回り、条件に合う用地を探したところ、移転に必要な面積の土地を譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場及び資材置場を設置する計画です。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成27年に愛西市で会社を設立し、土木工事と解体業を営んでいます。事業も順調に推移し、事務所の敷地内で行う作業が増えたところ、作業の際に飛散した破片が駐車していた従業員の車に当たり傷が付くなどの事故が発生しています。これを改善するため、事務所周辺の土地を探しましたが見つからず、困っていたところ事務所にも近く会社に隣接した土地を貸していただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、従業員の駐車場を設置する計画です。

事務局	<p>(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地の北側に住居を構えて生活しております。住居に進入するための接道がとても狭いため、敷地内に車を乗り入れることができない状況です。自宅周辺で駐車場を探しましたが見つからず、困っていたところ、自宅の南側の土地を譲っていただけることになりました。この土地を利用することで南側の広い道路に接続することができ大変便利になります。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、11件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第16号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請11件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から3番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第5号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から3番、全体筆数10筆、面積は15,034㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は5筆、7,517㎡でございます。その他の受人の方は、2名の方々に、合計5筆、面積は7,517㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、レンコンでございます。公告年月日は2019年7月31日、契約開始年月日は2019年8月1日、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 5号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第 18条第 1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 5件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第 3条の 3 第 1項の規定による届出 1番から 2番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4条第 1項第 7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4条第 1項第 8号の規定による確認願 1番から 2番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第 5条第 1項第 6号の規定による届出 1番から 2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から 4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、4件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、8件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 生産緑地のあっせん 1番の生産緑地の所在地、地目、面積、生産緑地番号、買い取り申出日、あっせん協力依頼日、あっせん終了日の順に説明) 以上、1件のあっせんを受付いたしました。報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時30分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年8月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 9番委員 服部鉄男

議事録署名者

議席番号 10番委員 吉川靖雄